

施策評価調書

施策名	4-3-2	安全な消費生活		施策を取り巻く環境変化	・特定商取引法に関する、本町住民からの相談が年200件近くあり、県より町に消費生活センターの設置を要請されています。 ・多重債務相談がありますが、現在の職員体制では対応できないので、法テラスを通し弁護士を紹介しています。 ・全国的に多重債務の返還請求が多く、貸金業が破綻し始まっています。 ・平成21年に消費者庁が誕生し、消費者行政が強化されています。
		地域経営計画(後期計画) 該当ページ	P. 56		
担当部課	建設産業部 産業課	担当	商工業 担当		
		リーダー	石川 正佳		

1. 住民意識調査結果

21年度(10月実施)		25年度(※実施予定)		26年度(※実施予定)	
満足度		満足度	第 位/全 施策	満足度	第 位/全 施策
優先度		優先度	第 位/全 施策	優先度	第 位/全 施策

満足度:「満足である」、「どちらかと言えば満足である」を合計した割合から、「どちらかと言えば不満である」、「不満である」を合計した割合を差し引いたもの
 優先度:「優先すべき」、「やや優先すべき」を合計した割合から、「あまり優先しなくてよい」、「優先しなくてよい」を合計した割合を差し引いたもの

2. 施策の目標

指標	基準値	年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
指標1:消費生活相談員の設置	22年度実績	計画	設置検討	設置			
	未設置	実績					
指標2:		計画					
		実績					
指標3:		計画					
		実績					
指標4:		計画					
		実績					
指標5:		計画					
		実績					
指標に関する特記事項							

進捗状況の区分 ↑:目標以上の成果があった →:目標どりの成果があった ↓:目標に至らなかった △:遅延・未着手等 ×:見直し・廃止等

3. 施策に係る経費

事業費(傘下事務事業費計)の推移【単位:千円】 (※総事業費)	年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
		当初	268			
	決算					

4. 施策傘下事務事業 ※別紙のとおり

5. 施策評価

	後期計画における施策展開のビジョン	H23年度の狙い
自己評価(部)	・身近なところでも相談できるよう、消費生活相談員による、ワンストップ行政サービスに努めます。 ・被害防止のため、啓発資料の配布や啓発運動を実施いたします。	・消費者相談の形態は、電話による相談がほとんどであるので、専門的知識の習得に努めるとともに、消費生活相談員の配置など、相談方法等も創意工夫して行きます。 ・消費者団体の協力を得て、定期的に被害防止の啓発に努めます。
総合評価(町長)	総合評価 現下の社会情勢をみると、多重債務や悪質商法など、町民が安心して消費生活を営むことができない社会になっている中で、消費生活に対する相談業務が増加傾向であることはわかるが、施策展開をしていく上で、専門的な知識を持った方を配置し、相談窓口を設置することが望ましいのか、県消費生活センターとの役割分担や関係機関と連携し、十分な議論をしながら、町としてすべきことを見強め、選択と集中が図られた施策展開を検討していくこと。	